

## 「健康保険被扶養者(異動)届」に添付する書類について

### 家族を健康保険の扶養に入れる場合

### 「妻(又は夫)」を扶養する場合の必要書類

- 対象の扶養家族が各①～⑮の複数に該当する場合は、それぞれの書類を添付してください。
- 住民票が重複している場合は、1部提出で併用可能です。
- 収入が全く無い妻(又は夫)の場合も②の添付書類が必要です。
- 添付書類は「申立書」以外「コピーでも可」とします。下記以外でも後日健保組合が指定した場合はその書類を提出してください。
- 「申立書」に記入後確認欄に✓をして添付してください。\*「申立書」は、健保組合ホームページ「書式のダウンロード」から取り出せます。
  - ① 同居、別居に関らず (**※住民票はマイナンバーの記載のないものをご用意下さい。**)
    - ・ 直近(3ヵ月以内)の認定対象者の属する世帯の「住民票(世帯全員分で続柄と筆頭者の記載が有るもの)」。
    - ・ \*住民票で続柄確認が取れない場合は、「続柄のわかる証明書(戸籍謄本)」も必要。
    - ・ 健康保険被扶養者(異動届)の申立書 <健保書式-13>
  - ② パート/アルバイト等の収入が全く無い場合
    - ・ 直近年度の「所得証明書又は(非)課税証明書」(市区町村発行)で、収入金額が0と記載されているもの。
  - ③ パート/アルバイト等の収入が有る場合
    - ・ 直近6ヵ月分「給与明細書」(氏名・勤務先名が記載)、又は「年収見込証明書」(通勤費含む、社印押印のもの)、又は直近の「源泉徴収票」(通勤費が含まれていない)及び直近3ヵ月分「給与明細書」(通勤費確認のため)。
  - ④ 離職した場合、雇用保険を受給待ち・受給中・受給後・受給延長中・受給しない場合 (下記のいずれかに該当するもの)
    - ・ 受給前の場合:「離職票」、又は「退職証明書」、又は「源泉徴収票」で「退職日」が記載されているもの。
    - ・ 受給中の場合:「雇用保険受給資格者証」で「基本手当日額・処理月日・支給期間・金額等」が記載してある面。
    - ・ 受給後の場合:「雇用保険受給資格者証」で「支給終了」の文字が記載してある面。
    - ・ 受給延長中の場合:「雇用保険受給期間延長通知書」。
    - ・ 受給しない場合:「離職票-1」と「離職票-2」のコピー及び申立書の雇用保険記入欄に「受給しない理由」を記入。
  - ⑤ 自営業を廃業した場合 ・ 「廃業証明書」(公的機関発行)。
  - ⑥ 自営業/農業等の収入が有る場合 (下記のいずれも必要)
    - ・ 直近年度の「所得証明書」(市区町村発行)、又は「確定申告書」(税務署発行)。
    - ・ 「青色申告決算書の損益計算書」(税務署発行)。\*白色申告者は収支内訳書
  - ⑦ その他の収入が有る場合
    - ・ 収入の名称((例)傷病手当金・出産手当金・労災休業補償等)と金額・支給日・支給期間の分かる証明書。  
(保険給付金支給決定通知書、支給期間満了通知書等)
  - ⑧ 60歳以上で、老齢年金を受給している場合
    - ・ 直近の「年金支払通知書ハガキ」、又は「年金振込通知書ハガキ」、又は「年金額改定通知書」で、年金の名称と直近の金額が分かるもの。二種類以上の年金を受給している場合は各々の証明書が必要。
  - ⑨ 60歳以上で、老齢厚生・基礎年金、又はどちらか一方を受給していない場合
    - ・ 「申立書」の「年金を受給していない理由」欄に「老齢厚生・基礎年金、又はどちらか一方を受給していない理由」を記入。
  - ⑩ 障害者で、障害年金を受給している場合 (下記いずれも必要)
    - ・ 「障害者手帳」コピー
    - ・ 直近の「年金支払通知書ハガキ」、又は「年金振込通知書ハガキ」、又は「年金額改訂通知書」で、年金の名称と直近の金額が分かるもの。二種類以上の年金を受給している場合は各々の証明書が必要。
  - ⑪ 障害者で、障害年金を受給していない場合 (下記いずれも必要)
    - ・ 「障害者手帳」コピー及び「申立書」の「年金を受給していない理由」欄に「障害年金を受給していない理由」を記入。
  - ⑫ 結婚して妻(夫)を扶養に入れる場合 ・ 結婚した日付の分かる証明書(「婚姻届受理証明書」、又は「戸籍謄本」)。
  - ⑬ 単身赴任以外の理由で妻(夫)と別居している場合
    - ・ 「送金証明書(振込元・振込先・振込金額が証明できる通帳又は振込依頼書等)6ヵ月分
    - ・ 「送金証明書」が無い場合は、「申立書」の「送金額」欄に「送金内容」と「送金を証明するものが無い理由」欄に「理由」を記入。  
(初回の送金実績のわかる証明書を添付して下さい。)
  - ⑭ 内縁関係である場合 ・ 「各々の戸籍謄本」(被保険者(社員)分と内縁関係の配偶者分)。
  - ⑮ 外国人である場合 ・ 「在留カード」又は「特別永住者証明書」。

## 「子(又は養子)、連れ子、兄弟姉妹、孫」を扶養する場合の必要書類

- 対象の扶養家族一人毎に各①～⑯の複数に該当する場合は、それぞれの書類を添付してください。
  - 住民票が重複している場合は、1部提出で併用可能です。
  - 添付書類は「申立書」以外「コピーでも可」とします。下記以外でも、後日健保組合が指定した場合はその書類を提出してください。
  - 「申立書」に記入後確認欄に✓をして添付してください。\*「申立書」は、健保組合ホームページ「書式のダウンロード」から取り出せます。
- ① 同居、別居に関らず (**※住民票はマイナンバーの記載のないものをご用意下さい。**)
    - ・ 直近(3ヵ月以内)の認定対象者の属する世帯の「住民票(世帯全員分で続柄と筆頭者の記載が有るもの)」。  
\*住民票で続柄確認が取れない場合は、「続柄のわかる証明書(戸籍謄本)」も必要。
    - ・ 健康保険被扶養者(異動届)の申立書 <健保書式-13>
  - ② 16歳以上(高校生以上)の学生で収入が全く無い場合
    - ・ 「学生証」(氏名・学校名・有効期限の記載が有る面…有効期限の記載が無い学生証は、コピーの余白に有効期限を記入して署名、捺印する)又は「在学証明書」。
  - ③ 16歳以上(高校生以上)の学生でアルバイト等の収入が有る場合 (下記いずれも必要)
    - ・ 必要書類/上記②と同じ「学生証」又は「在学証明書」。
    - ・ 必要書類/下記⑤と同じ「収入証明書」。
  - ④ 16歳以上かつ学生以外で、収入が全く無い(家事手伝い等の場合)場合
    - ・ 直近年度の「所得証明書又は(非)課税証明書」(市区町村発行)で、収入金額が0円と記載されているもの。
  - ⑤ 16歳以上かつ学生以外で、収入が有る(フリーター・アルバイト等)場合
    - ・ 直近6ヵ月分「給与明細書」(氏名・勤務先名が記載)、又は「年収見込証明書」(通勤費含む、社印押印のもの)、又は直近の「源泉徴収票」(通勤費が含まれていない)及び直近3ヵ月分「給与明細書」(通勤費確認のため)。
  - ⑥ 離職した場合、雇用保険の受給待ち・受給中・受給後・受給延長中・受給しない場合 (下記のいずれかに該当するもの)
    - ・ 受給前の場合:「離職票」、又は「退職証明書」、又は「源泉徴収票」で「退職日」が記載されているもの。
    - ・ 受給中の場合:「雇用保険受給資格者証」で「基本手当日額・処理月日・支給期間・金額等」が記載してある面。
    - ・ 受給後の場合:「雇用保険受給資格者証」で「支給終了」の文字が記載してある面。
    - ・ 受給延長中の場合:「雇用保険受給期間延長通知書」。
    - ・ 受給しない場合:「離職票-1」と「離職票-2」のコピー及び申立書の雇用保険記入欄に「受給しない理由」を記入。
  - ⑦ 障害者で、障害年金を受給している場合 (1頁目「妻(又は夫)」を扶養する場合の必要書類⑩と同じ書類。)
  - ⑧ 障害者で、障害年金を受給していない場合 (1頁目「妻(又は夫)」を扶養する場合の必要書類⑩と同じ書類。)
  - ⑨ 夫婦共働きで、子を扶養する場合 **※原則として、被扶養者にしたい人数に関わらず、夫婦で年収の多い方の扶養となります。**
    - ・ 「被保険者(社員)の収入証明書」及び「配偶者の収入証明書」。(収入が多い方の扶養)
    - ・ 配偶者の収入の方が多い場合は、育児休業取得者の場合のみ「育児休業期間証明書(期間と給料の有無の確認取れるもの)」を添付すれば休業期間は被保険者(社員)の扶養となります。
  - ⑩ 夫婦共働きで、子を扶養する場合で、夫(妻)がいない場合又は夫(妻)と別居の場合
    - ・ 「申立書」の[扶養状況の申立]欄に[夫(妻)が子を扶養できない理由]を記入。
  - ⑪ 兄弟姉妹(孫)を扶養する場合 (下記いずれも必要)
    - ・ 「父母(孫の父母)の収入証明書」、孫の扶養の場合で孫の父母が学生の場合は「孫の父母の学生証」も必要。
    - ・ 「申立書」の[扶養状況の申立]欄に[父母(孫の父母)が兄弟姉妹(孫)を扶養できない理由、及びあなた以外の親族が兄弟姉妹(孫)を扶養できない理由]を記入。
  - ⑫ 単身赴任以外の理由、学生以外の理由で別居している場合
    - ・ 「送金証明書(振込元・振込先・振込金額が証明できる通帳又は振込依頼書等)6ヵ月分」
    - ・ 「送金証明書」が無い場合は、「申立書」の[送金額]欄に[送金内容]と[送金を証明するものが無い理由]欄に[理由]を記入。(初回の送金実績のわかる証明書を添付して下さい。)
  - ⑬ 子が生まれ出生児を扶養に入れる場合
    - ・ 「出生した日付の分かる証明書」(「出生届受理証明書」、又は「住民票」)。
    - ・ 「出産育児一時金請求書」を請求する場合のみ、「請求書」の原本(出生日の証明が有れば、上記の書類は不要)。
  - ⑭ 養子縁組した養子の場合
    - ・ 「養子縁組した日付の分かる証明書」(「養子縁組受理証明書」、又は「戸籍謄本」)。
  - ⑮ 名字が異なる場合
    - ・ 被保険者(社員)との「続柄の分かる証明書」(「戸籍謄本」)。
  - ⑯ 外国人である場合 ・ 「在留者カード」又は「特別永住者証明書」。

## 「父母、養父母、義父母、祖父母等」を扶養する場合の必要書類

- 対象の扶養家族一人毎に各①～⑰の複数に該当する場合は、それぞれの書類を添付してください。
  - 住民票が重複している場合は、1部提出で併用可能。
  - 添付書類は「申立書」以外「コピーでも可」とします。下記以外でも、後日健保組合が指定した場合はその書類を提出してください。
  - 「申立書」に記入後確認欄に✓をして添付してください。\*「申立書」は、健保組合ホームページ「書式のダウンロード」から取り出せます。
- ① 同居、別居に関らず (**※住民票はマイナンバーの記載のないものをご用意下さい。**)
    - ・ 直近(3ヵ月以内)の認定対象者の属する世帯の「住民票(世帯全員分で続柄と筆頭者の記載が有るもの)」。  
\*住民票で続柄確認が取れない場合は、「続柄のわかる証明書(戸籍謄本)」も必要。
    - ・ 健康保険被扶養者(異動届)の申立書 <健保書式-13>
  - ② パート/アルバイト等の収入が全く無い場合
    - ・ 直近年度の「所得証明書又は(非)課税証明書」(市区町村発行)で、収入金額が0円と記載されているもの。
  - ③ パート/アルバイト等の収入が有る場合
    - ・ 直近6ヵ月分「給与明細書」(氏名・勤務先名が記載)、又は「年収見込証明書」(通勤費含む、社印押印のもの)、又は直近の「源泉徴収票」(通勤費が含まれていない)及び直近3ヵ月分「給与明細書」(通勤費確認のため)。
  - ④ 離職した場合、雇用保険を受給待ち・受給中・受給後・受給延長中・受給しない場合 (下記のいずれかに該当するもの)
    - ・ 受給前の場合:「離職票」、又は「退職証明書」、又は「源泉徴収票」で「退職日」が記載されているもの。
    - ・ 受給中の場合:「雇用保険受給資格者証」で「基本手当日額・処理月日・支給期間・金額等」が記載してある面。
    - ・ 受給後の場合:「雇用保険受給資格者証」で「支給終了」の文字が記載してある面。
    - ・ 受給延長中の場合:「雇用保険受給期間延長通知書」。
    - ・ 受給しない場合:「離職票-1」と「離職票-2」のコピー及び申立書の雇用保険記入欄に「受給しない理由」を記入。
  - ⑤ 自営業を廃業した場合 ・ 「廃業証明書」(公的機関発行)。
  - ⑥ 自営業/農業等の収入が有る場合 (下記のいずれも必要)
    - ・ 直近年度の「所得証明書」(市区町村発行)、又は「確定申告書」(税務署発行)。
    - ・ 「青色申告決算書の損益計算書」(税務署発行)。\*白色申告者は収支内訳書
  - ⑦ その他の収入が有る場合 (1頁目「妻(又は夫)」を扶養する場合の必要書類⑦と同じ書類。)
    - ・ 収入の名称((例)傷病手当金・出産手当金・労災休業補償等)と金額・支給日・支給期間の分かる証明書。  
(保険給付金支給決定通知書、支給期間満了通知書等)
  - ⑧ 60歳以上で、老齢年金を受給している場合
    - ・ 直近の「年金支払通知書ハガキ」、又は「年金振込通知書ハガキ」、又は「年金額改定通知書」で、
    - ・ 年金の名称と直近の金額が分かるもの。二種類以上の年金を受給している場合は各々の証明書が必要。
  - ⑨ 60歳以上で、老齢厚生・基礎年金、又はどちらか一方を受給していない場合
    - ・ 「申立書」の「年金を受給していない理由」欄に「老齢厚生・基礎年金、又はどちらか一方を受給していない理由」を記入。
  - ⑩ 障害者で、障害年金を受給している場合
    - ・ 「障害者手帳」コピー及び必要書類/上記⑧と同様の「年金額証明書」。
  - ⑪ 障害者で、障害年金を受給していない場合
    - ・ 「障害者手帳」コピー及び「申立書」の「年金を受給していない理由」欄に「障害年金を受給していない理由」を記入。
  - ⑫ 配偶者と死別して遺族年金を受給している場合(必要書類/上記⑧と同様の「年金額証明書」。)
  - ⑬ 配偶者と死別したが遺族年金を受給していない場合
    - ・ 「申立書」の遺族年金の受給状況欄に「遺族年金を受給していない(受給できない)理由」を記入。
  - ⑭ 単身赴任以外の理由で別居している場合
    - ・ 「送金証明書(振込元・振込先・振込金額が証明できる通帳又は振込依頼書等)6ヵ月分」
    - ・ 「送金証明書」が無い場合は、「申立書」の「送金額」欄に「送金内容」と「送金を証明するものが無い理由」欄に「理由」を記入。  
(初回の送金実績のわかる証明書を添付して下さい。)
  - ⑮ 父母のうち、母(父)のみを扶養する場合 (下記いずれも必要)
    - ・ 父(又は母)の「収入証明書」。
    - ・ 「申立書」の「扶養状況の申立」欄に「父が母を(又は母が父を)扶養できない理由、及びあなた以外の親族が母(又は父)を扶養できない理由」を記入。 \* 養父母、義父母、祖父母の場合は上記の父(又は母)を読み替えること。
  - ⑯ 養子縁組した養父母の場合 ・ 「養子縁組した日付の分かる証明書」(「養子縁組受理証明書」、又は「戸籍謄本」)。
  - ⑰ 外国人である場合
    - ・ 「在留カード」又は「特別永住者証明書」。

## 国内居住要件の例外該当時の添付書類

※確認書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳分(原本)を添付してください。

例外として認められる事由	確認書類(いずれか)
①外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
②外国に赴任する被保険者に同行する者	査証、海外赴任辞令、 海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③就労以外の目的で一時的に渡航する者 (観光、保養またはボランティア活動等)	査証、ボランティア派遣期間の証明、 ボランティアの参加同意書等の写し
④被保険者の海外赴任中に出産・婚姻等で身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し 同居していることのわかる書類

\* 査証は理由が明確なもののみ受付可能

例) ①就学ビザ、②家族帯同ビザ、③ワーキングホリデービザ 等

## 家族を健康保険の扶養から削除する場合

- 削除する方に資格確認書が発行されている場合は資格確認書を必ず添付して下さい  
⑤返却分の資格確認書はセコム健康保険組合の角印部分に切れ込みまたは穴あけパンチで穴をあけてください。  
角印以外の記載事項が読めなくなるような塗りつぶしや、切り刻んでの返却はおやめください。
- 添付書類は②の「家族埋葬料請求書」以外「コピーでも可」とします。  
下記以外でも、後日健保組合が指定した場合はその書類を提出してください。
- ⑥の「申立書」<健保書式-13>は、健保組合ホームページ「書式のダウンロード」から取り出せます。
  - ① 就職及びパート先で健康保険に加入した場合【健康保険資格取得日明記あるもの】
    - ・ 就職先の「健康保険証コピー」、「健康保険資格取得証明書」、「雇用契約書」、「労働条件通知書」等
  - ② 死亡した場合
    - ・ 「死亡した日付の分かる証明書」(「死亡診断書」、「戸籍謄本」等のいずれか)
    - ・ 「家族埋葬料請求書」原本
  - ③ 離婚した場合
    - ・ 「離婚した日付の分かる証明書」(「離婚受理証明書」、「戸籍謄本」等のいずれか)
  - ④ 別居した場合
    - ・ 「別居した日付の分かる証明書」(「住民票」(転居の日付の記載が有るもの) ※マイナンバーの記載のないもの)
  - ⑤ 子などが結婚して独立した場合
    - ・ 「結婚した日付の分かる証明書」(「婚姻届受理証明書」、「戸籍謄本」等)
  - ⑥ 収入増等により国民健康保険に加入する場合
    - ・ 「申立書」の「扶養状況の申立」欄に「削除する理由、国民健康保険に加入する旨」を記載したもの

## 扶養加入中の家族の状況が変更となった場合

- 添付書類は「申立書」以外「コピーでも可」とします。下記以外でも、後日健保組合が指定した場合はその書類を提出してください。

### ① 子などが結婚して扶養が継続される場合<氏名変更届>

- ・ 「結婚した日付の分かる証明書」（「婚姻届受理証明書」、「戸籍謄本」等）
- ・ 「申立書」の[扶養状況の申立]欄に[子の配偶者が子を扶養できない理由]を記入。
- ・ 子の配偶者の収入額の分かる書類
- ・ 子の収入額がわかる書類
- ・ 直近(3ヵ月以内発行)の「住民票(世帯全員分で続柄と筆頭者の記載が有るもの)」。 ※マイナンバーの記載のないもの  
※子と別居の場合は送金額の分かる書類

### ② 家族が別居となった場合で扶養が継続される場合<別居申請届> ※単身赴任・修学の理由での届出は不要です。

- ・ 直近(3ヵ月以内発行)の別居となった家族の属する世帯の「住民票(世帯全員分で続柄と筆頭者の記載が有るもの)」。  
※マイナンバーの記載のないもの
- ・ 「送金証明書(振込元・振込先・振込金額が証明できる通帳又は振込依頼書等)6ヵ月分」
- ・ 「送金証明書」が無い場合は、「申立書」の[送金額]欄に[送金内容]と[送金を証明するものが無い理由]欄に[理由]を記入。  
(初回の送金実績のわかる証明書を添付して下さい。)
- ・ 別居となった家族の収入額の分かる書類  
※別居となった家族に同居者がいる場合は、その方の収入額の分かる書類

### ③ 別居の家族が同居となった場合<同居申請届>

- ・ 直近(3ヵ月以内発行)の「住民票(世帯全員分で続柄と筆頭者の記載が有るもの)」。※マイナンバーの記載のないもの